

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を
求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

(単位：円)

事業名	既決負担額	今回増減額	負担額計
補助林道事業	3,250,000	△ 149,000	3,101,000
琵琶湖環境部小計	3,250,000	△ 149,000	3,101,000
県営農道整備事業	24,050,000	16,943,000	40,993,000
県営みずすまし事業	10,725,000	△ 261,000	10,464,000
県営農地防災事業	7,560,000	6,126,000	13,686,000
農政水産部小計	42,335,000	22,808,000	65,143,000
単独道路改築事業	291,457,700	28,360	291,486,060
補助急傾斜地崩壊対策事業	35,780,000	4,594,732	40,374,732
補助急傾斜地総合流域防災事業	22,450,000	10,032,470	32,482,470
補助都市計画街路事業	825,083,333	△ 42,066,667	783,016,666
単独都市計画街路事業	23,100,000	0	23,100,000
土木交通部小計	1,197,871,033	△ 27,411,105	1,170,459,928
合 計	1,243,456,033	△ 4,752,105	1,238,703,928

県の行う建設事業の市町負担率等

事業名	関係市町村	負担すべき金額	事業内容	負担割合(%)			備考
				国	県	地元	
補助林道事業	長浜市 他	3,101,000	適正な森林施業の推進と、森林の有する公益的機能を高度に発揮するため、国基準に合致した林道を整備	50	45	5	過疎地域は負担なし
県営農道整備事業	彦根市 他	40,993,000	既設農道の耐震化整備事業 基幹農道の保全対策事業	55	37	8	大規模
				50	25	25	保全対策
県営みずずまし事業	長浜市 他	10,464,000	水質保全施設、水辺環境の整備事業	55	34	11	水質保全施設
県営農地防災事業	近江八幡市 他	13,686,000	排水機場の改修、河川工作物の撤去に伴う整備および床止工の整備	55	32	13	農業用河川工作物応急対策（土地改良施設耐震対策）、地元負担のうち、市町負担率5
				55	37	8	農業用河川工作物応急対策（大規模）
単独道路改築事業	大津市 他	291,486,060	国庫補助事業に該当しない道路改築、景観整備、局部改築		80	20	景観整備以外（財政力指数に応じた軽減措置あり） 財政力指数（3か年平均） 軽減率 軽減後市町負担 ～0.2未満 55.0% 9.0% 0.2以上～0.3未満 47.5% 10.5% 0.3以上～0.4未満 40.0% 12.0% 0.4以上～0.8未満 25.0% 15.0%
					75	25	景観整備（財政力指数に応じた軽減措置あり） 財政力指数（3か年平均） 軽減率 軽減後市町負担 ～0.2未満 52.0% 12.0% 0.2以上～0.3未満 44.0% 14.0% 0.3以上～0.4未満 36.0% 16.0% 0.4以上～0.8未満 20.0% 20.0%
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市 他	40,374,732	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	公共関連施設（道路、河川、学校等）（30m以上の斜面の高さ）
				45	45	10	公共関連施設以外（30m以上の斜面の高さ）
				45	45	10	公共関連施設（道路、河川、学校等）（10～30mの斜面高さ）（R2年度以降）
				40	50	10	公共関連施設以外（10～30mの斜面高さ）（R2年度以降）
補助急傾斜地総合流域防災事業	大津市 他	32,482,470	擁壁工、法枠工 等	47.5	47.5	5	緊急改築（公共関連施設）（10～30mの斜面高さ）
				45	45	10	公共関連施設（道路、河川、学校等）（10～30mの斜面高さ）
				40	50	10	公共関連施設以外（10～30mの斜面高さ）
補助都市計画街路事業	大津市 他	783,016,666	改築	55 1/2	22.5 1/3	22.5 1/6	重点配分対象事業 重点配分対象事業以外
単独都市計画街路事業	大津市 他	23,100,000	改築		70	30	